

告 示

埼玉県選管告示第二十三号

平成二十七年四月十二日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

選挙区	制限額
南第一区 草加市	九、三四九、五〇〇円
南第二区 川口市	九、四〇八、七〇〇円
南第三区 さいたま市西区	九、七三五、八〇〇円
南第四区 さいたま市北区	八、六九六、八〇〇円
南第五区 さいたま市大宮区	一、六四四、五〇〇円
南第六区 さいたま市見沼区	一、二七一、七〇〇円
南第七区 さいたま市中央区	一〇、四八八、六〇〇円
南第八区 さいたま市桜区	一〇、二四九、一〇〇円
南第九区 さいたま市浦和区	九、〇二四、二〇〇円
南第十区 さいたま市南区	九、八二九、二〇〇円
南第十一区 さいたま市岩槻区	一、六一三、二〇〇円
南第十二区 上尾市・伊奈町	一、四六三、二〇〇円
南第十四区 桶川市	九、九七四、二〇〇円
南第十五区 北本市	八、六四六、八〇〇円
南第十六区 鴻巣市	九、〇四〇、七〇〇円
南第十七区 志木市	七、九八一、二〇〇円
南第十八区 新座市	八、八二五、九〇〇円
南第十九区 蕨市	九、三五九、七〇〇円
南第二十区 戸田市	八、七八四、四〇〇円
南第二十一区 朝霞市	九、一八五、二〇〇円
南第二十二区 和光市	八、三二四、九〇〇円
西第一区 所沢市	九、一八五、二〇〇円
西第二区 入間市	八、七四四、六〇〇円
西第三区 飯能市	九、四九三、〇〇〇円
西第四区 狹山市	九、二一三、三〇〇円
西第五区 ふじみ野市・三芳町	八、八九八、四〇〇円

西第六区	富士見市	一一、二三二、九〇〇円
西第七区	川越市	九、七八二、四〇〇円
西第八区	日高市	七、七七五、七〇〇円
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	八、二七一、八〇〇円
西第十区	坂戸市	八、六九二、八〇〇円
西第十一区	鶴ヶ島市	一〇、六三四、〇〇〇円
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	八、三九一、二〇〇円
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	九、四六九、九〇〇円
北第一区	秩父市	八、四一六、一〇〇円
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	六、八六三、四〇〇円
北第三区	本庄市・神川町・上里町	八、〇五八、九〇〇円
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	八、二二七、五〇〇円
北第五区	熊谷市	八、四七〇、九〇〇円
東第一区	行田市	九、六七一、〇〇〇円
東第二区	羽生市	七、六八三、九〇〇円
東第三区	加須市	七、八一九、三〇〇円
東第四区	久喜市	九、二一、四〇〇円
東第五区	蓮田市	八、二四四、八〇〇円
東第六区	白岡市・宮代町	九、七四三、〇〇〇円
東第七区	春日部市	九、三三三、九〇〇円
東第八区	越谷市	九、四八四、五〇〇円
東第九区	八潮市	九、五五三、〇〇〇円
東第十区	三郷市	八、五〇三、一〇〇円
東第十一区	幸手市・杉戸町	八、七六一、六〇〇円
東第十二区	吉川市・松伏町	一〇、四八四、二〇〇円